

大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の入札について、大阪府電子契約システム（以下「電子契約システム」という。）により行う場合に要する予定価格並びに低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の算出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 設計書、仕様書等により算定された当該建設工事等に要する費用の総額をいい、取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含まない金額をいう。
- (2) 予定価格 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。）（以下「規則」という。）第57条第1項及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号。）第46条に規定するものをいう。
- (3) 予定価格算出基礎額 予定価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (4) 低入札価格調査基準価格 規則第57条第2項に規定する金額をいう。
- (5) 低入札価格調査基準価格算出基礎額 低入札価格調査基準価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (6) 最低制限価格 規則第57条第2項に規定する最低制限価格をいう。
- (7) 最低制限価格算出基礎額 最低制限価格の算出の基礎となる金額をいう。
- (8) 失格基準価格 大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）及び大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（測量・建設コンサルタント等業務版）第2条第9号に規定する失格基準価格をいう。
- (9) 失格基準価格算出基礎額 失格基準価格の算出の基礎となる金額をいう。

(予定価格の算出)

第3条 建設工事等の予定価格は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行後に公表（以下「事後公表」という。）する建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額を第8条の規定による処理（以下「ランダム係数処理」という。）により算出した額に消費税を加算したものとする。
- (2) 入札執行前に公表（以下「事前公表」という。）する建設工事等の予定価格は、予定価格算出基礎額に消費税を加算したものとする。

(建設工事の低入札価格調査基準価格の算出)

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、別表一の業務種別ごとの設計金額の各構成費目の額に、同表に掲げる各構成費目の割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その

額が予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格算出基礎額に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 建設工事の低入札価格調査基準価格の算出は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとす

る。

(2) 事前公表を行う建設工事の低入札価格調査基準価格は、前各項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額に消費税を加算したものとす

(建設工事の失格基準価格の算出)

第4条の2 建設工事の失格基準価格算出基礎額は、別表二の業務種別の設計金額の各構成費目の額に、同表に掲げる各構成費目の割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格算出基礎額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に10分の7.5から10分の9.2までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

3 失格基準価格は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとす

る。

(2) 事前公表を行う建設工事の失格基準価格は、前各項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額に消費税を加算したものとす

(建設工事の最低制限価格の算出)

第5条 第4条の規定は、建設工事の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

(建設工事の最低制限価格の再設定)

第5条の2 第4条第3項第1号に規定する最低制限価格を設定した入札に係る開札において、すべての入札参加者が最低制限価格未満の入札金額で失格となる場合は、最低制限価格算出基礎額に予定価格等のランダム係数処理基準第4条の2に規定するランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格とする。なお、最低制限価格の再設定は1回のみ行うものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格の算出)

第6条 測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格算出基礎額は、次のとおり算

出するものとする。

(1) 別表四の業務種別ごとの設計金額の各構成費目の額に、同表に掲げる各構成費目の割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に 10 分の 8.1 (測量にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5) を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格算出基礎額に 10 分の 8.1 (測量にあっては、10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、10 分の 8.5) を乗じて得た額とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 (地質調査業務にあっては、3 分の 2) を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 (地質調査業務にあっては、3 分の 2) を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 から 10 分の 8.1 (測量にあっては、10 分の 6 から 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては、3 分の 2 から 10 分の 8.5) までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

2 測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格は、前項の規定により算出した低入札価格調査基準価格算出基礎額に消費税を加算したものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格の算出)

第6条の2 測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格算出基礎額は、次のとおりとする。

(1) 別表五の業務種別の設計金額の各構成費目の額に、同表に掲げる各構成費目の割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が予定価格算出基礎額に 10 分の 6 (地質調査業務にあっては、3 分の 2) を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 (地質調査業務にあっては、3 分の 2) を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合には、予定価格算出基礎額に 10 分の 6 から 10 分の 8.1 までの範囲で定める割合を乗じて得た額とすることができる。

2 失格基準価格は、次のとおりとする。

(1) 事後公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額について、ランダム係数処理を行い、消費税を加算したものとする。

(2) 事前公表を行う測量・建設コンサルタント等業務の失格基準価格は、前項の規定により算出した失格基準価格算出基礎額に消費税を加算したものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出)

第6条の3 第6条の規定は、測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の算出について準用する。この場合において、同条中「低入札価格調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「低入札価格調査基準価格算出基礎額」とあるのは「最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

(測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の再設定)

第6条の4 第6条第2項第1号の規定による最低制限価格を設定した入札に係る開札において、すべての入札参加者が最低制限価格未満の入札金額で失格となる場合は、最低制限価格算出基礎額に予定価格等のランダム係数処理基準第4条の2に規定するランダム係数を乗じて得た額を最低制限価格とする。なお、最低制限価格の再設定は1回のみ行うものとする。

(端数処理)

第7条 予定価格算出基礎額、低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額及び最低制限価格算出基礎額の算出(第4条第2項、第4条の2第2項、第6条第1項第2号及び第6条の2第1項第2号の算出を含む。)において、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。ただし第4条第1項、第4条の2第1項、第6条第1項第1号及び第6条の2第1項第1号の業務種別ごとの各構成費目の算出については、円未満の端数が生じた場合はそれぞれこれを切り捨てる。

(ランダム係数処理)

第8条 事後公表を行う建設工事等の予定価格等は、予定価格算出基礎額、低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額若しくは最低制限価格算出基礎額について、電子契約システムにより無作為に発生させた乱数処理により算出した価格とするものとする。

2 前項の電子契約システムによる価格の算出の具体的な方法等は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月20日から施行し、第4条及び第5条の規定は、平成23年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年8月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

1 この要領は、平成24年2月8日から施行し、平成24年2月15日以降に公告する平成24年度予算に係る案件から適用する。

2 平成24年3月31日までに公告する平成23年度予算に係る案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年2月22日から施行し、同年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月30日から施行し、同年10月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、同年 6 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、同年 6 月 1 日以降の公告案件から適用する。
- 2 平成 29 年 5 月 31 日以前の公告案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 8 日から施行し、同年 5 月 31 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 日から施行し、同年 6 月 1 日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 16 日から施行し、同年 6 月 3 日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 2 月 25 日から施行し、令和 8 年 3 月 27 日以降に開札する案件から適用する。
- 2 本文第 5 条の 2 及び第 6 条の 4 については試行実施とし、令和 9 年 3 月 31 日まで適用する。

別表一（第4条関係）

業務種別	構成費目ごとの割合（各費目円未満切り捨て）			
	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建設工事 建築系工事（注1） プラント設備系工事（注2）	10分の9.7	10分の9	10分の9	10分の6.8
昇降機設備工事及び浴槽設備工事で、機器類の据付が主体であるもの	予定価格算出基礎額の 10分の7.5			
交通信号機等制作工事で、機器類の製作が主体であるもの	予定価格算出基礎額の 10分の7.5			

注

1 建築系工事（電気工事、管工事等を含む。）の構成費目の算出

直接工事費：直接工事費の額から直接工事費中の現場管理費相当額（直接工事費と明確に区分できない場合は、直接工事費の10分の1を乗じた額とする。以下同じ。）を減じた額

現場管理費：現場管理費の額と直接工事費中の現場管理費相当額

2 プラント設備系工事の構成費目は、別表三の「プラント設備系工事における各構成費目に区分」に従い算出する。

別表二（第4条の2関係）

業務種別	構成費目ごとの割合（各費目円未満切り捨て）			
	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建設工事 建築系工事（注1） プラント設備系工事（注2）	10分の8.7	10分の7	10分の8	10分の6.8

注

1 建築系工事（電気工事、管工事等を含む。）の構成費目の算出

直接工事費：直接工事費の額から直接工事費中の現場管理費相当額を減じた額

現場管理費：現場管理費の額と直接工事費中の現場管理費相当額

2 プラント設備系工事の構成費目は、別表三の「プラント設備系工事における各構成費目に区分」に従い算出する。

別表三（別表一 注及び別表二 注関係）

構成費目	プラント設備系工事における各構成費目に区分するもの
直接工事費	<ul style="list-style-type: none">• 直接工事費• 直接製作費• 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に10分の6を乗じて得た額の合算額
共通仮設費	<ul style="list-style-type: none">• 共通仮設費• 間接労務費• 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に10分の1を乗じて得た額の合算額
現場管理費	<ul style="list-style-type: none">• 現場管理費• 機器間接費、設計技術費、据付間接費• 工場管理費（又は工場間接費）• 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に10分の2を乗じて得た額の合算額
一般管理費等	<ul style="list-style-type: none">• 一般管理費等• 一般管理費等相当額を含む機器費については、当該機器費に10分の1を乗じて得た額の合算額

別表四（第6条関係）

業務種別	構成費目ごとの割合（各費目円未満切り捨て）			
	直接測量費の 10分の10	測量調査費の 10分の10	諸経費の 10分の5.0	
測量				
地質調査	直接調査費の 10分の10	間接調査費の 10分の9	解析等 調査業務費の 10分の8	諸経費の 10分の5.0
建設コンサルタント （※一般的な積算基準に よるもの）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の5.0
建設コンサルタント （上段以外）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	技術経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
補償コンサルタント （※一般的な積算基準に よるもの）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の5.0
補償コンサルタント （上段以外）	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	技術経費の 10分の6	諸経費の 10分の6
建築設計・監理 （設備を含む）	直接人件費の 10分の10	技術料等経費の 10分の6	特別経費の 10分の10	諸経費の 10分の6

別表五（第6条の2関係）

業務種別	構成費目ごとの割合（各費目円未満切り捨て）			
	直接人件費の 10分の10	直接経費 （積上分）の 10分の10	その他原価の 10分の9	一般管理費等の 10分の3.2
建設コンサルタント （※一般的な積算基準に よるもの）				

※一般的な積算基準とは、国土交通省や大阪府の積算基準のように、業務価格が、直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等で構成されるものをいう。